

2007年(平成19年)9月13日

法務省民事局参事官室 御中

近畿弁護士会連合会
理事長 益 田 哲 生

「保険法の見直しに関する中間試案」に関する意見

はじめに 保険契約における消費者主権確立のための基本的視座

保険法の見直しにあたっては、保険契約者保護の観点(「見直しのポイント」第一・四)から、以下の各点について留意されなければならない。

基本的視点

保険契約においては、商品自体が目に見えず、約款も分かりにくい上、保険会社に有利な規定が約款により多く盛り込まれる傾向が強い。約款(条項)の内容、契約締結段階、保険金の支払段階の全ての面にわたって、消費者たる契約者の利益が損なわれないよう、保険法上十分な手当てがなされるべきである。

不払い問題との関係

近年の保険金不払い問題、保険料の過剰徴収問題など極めて多数かつ多額の保険金の不払い、保険料の過剰な徴収が明らかとなっている。これは、支払段階・契約段階を問わず、契約者保護の必要性を強く物語るものである。保険業法的な対応だけでは必ずしも十分ではないので、契約法上も、これらの問題を踏まえた契約者保護の手当てが必要ある。

消費者契約法との関係

保険法を商法から独立させて単独法とすると、保険法の各規定は、消費者契約法に優先するとともに(消費者契約法11条2項)、約款等の不当性を判断する基点ともなる(同法10条)。したがって、保険法の各規定は、消費者契約法の趣旨・規定等を十分に反映した内容としなければならない。

契約者保護の成果の組み入れ

判例法理、金融庁の監督指針、業界の自主ガイドラインなどのうち、契約法上の規定になじむものについては、積極的に保険法に取り入れて、契約者保護をはかっていくべきである。契約者保護の観点から、現行の保険実務(約款)や判例法理を後退させるような規定は導入すべきではない。

モラルリスク対策の問題

近年の相次ぐ行政処分に見られるように、モラルリスク対策は、保険会社により

濫用される危険がある。また、モラルリスク対策は、正当な権利行使をも阻害しかねないと危惧されるものも存在する。これらについては、保険法上の規制・抑制が必要である。

保険約款の規律

保険約款には、契約者側に利益が反映されにくい傾向がある。しかも、保険約款の条項の中には、裁判所の判断で、制限的に解釈されている約款条項や、問題点を指摘されているものが存在するにもかかわらず、保険会社がその内容を是正してこなかったものがある。保険法の規定により、約款の規制・修正をはかる必要がある。

契約締結段階の規律

近年の保険契約締結の実務（告知義務違反による解除を含む）において、生命保険・医療保険などの分野で、保険会社側に問題のある対応が少なくない。危険告知・情報提供いずれの点においても、保険法上も十分な手当てが必要である。

保険金支払段階の規律

近年の保険金支払の実務において、車両保険・火災保険における調査・主張などに問題があったものが少なくない。保険金の支払を適正化及び迅速化するために、保険法上の手当てが必要である。

第1 保険法の適用範囲

（注2）保険契約に関する総則的な規律として、保険者、保険契約者その他関係当事者に対し、信義に従って誠実に行動し、必要に応じて互いに協力するよう努める旨を定めることについて（1頁）

【意見】総則的な規律を設けることには反対である。

【理由】1 保険契約者（消費者）が保険契約を締結する場合、保険者と消費者の間には、圧倒的な情報力・交渉力の差がある。この格差を無視して、形式的に両者に信義誠実協力義務を課すことは、消費者に過重な負担を強いることにつながりかねず、保険契約者の利益を損なう危険がある。

2 他方、保険者に対し信義誠実に行動すべき義務を課すことについては、近年の保険金の不当不払い、保険料の過剰徴収等の一連の問題に鑑みれば、その必要性は認められるが、これについては、保険契約締結段階及び保険金の支払段階それぞれにおける保険者の義務として規定すればよい。

第2 損害保険に関する事項

1 損害保険契約の成立

(1) 損害保険契約の意義（２頁）

【意見】「偶然の事故」は、「発生又はその時期が不確定な事故」とすべきである。

【理由】損害保険契約における保険事故の「偶然な」の意義については、本来、「不確定性」を意味するものであった（法典調査会「商法修正案参考書」修正案 383 条、大森忠夫「保険法」p61 等）。ところが、近年、損保会社から「非故意性」を意味するとの主張がなされ、そのような理解を示す下級審裁判例も少なからず存在していた（大阪高裁 H15.7.31〔自保ジャーナル 1543.2〕、名古屋高判 H15.10.28〔判タ 1152.262〕、名古屋高判 H16.4.27〔自保ジャーナル 1553.7〕、東京高判 H16.6.23〔自保ジャーナル 1554.2〕）。

平成 18 年以降、最高裁が「不確定性」を意味するとの判断を相次いで示すに至り（H18.6.1〔判タ 1218.187〕、H18.6.6〔同〕、H19.4.17〔判タ 1242.104〕、H19.4.23〔判タ 1242.100〕）本来の意味が確認される形で決着を見ている。

もっとも、「偶然」という言葉は、日常的には「非故意性」をも含めて使用されることが多く、法律上の意味と日常使われる意味との間に相異が存在する。

そこで、上記最高裁判決の趣旨を法文上明確にするとともに、法文を国民に分かりやすくするという観点から、「偶然の」の意味内容を具体的に明記すべきである。

なお、故意性（偶発性）の立証責任の問題については、第 2・3（9）保険者の免責に対する意見部分を参照。

(3) 危険に関する告知

ア 契約の解除の要件（２頁）

（告知義務の質問応答義務化について）

【意見】告知義務を保険契約者又は被保険者の自発的申告義務とするのではなく、保険者からの質問に対する応答義務とすることについて、賛成である。

【理由】保険者と保険契約者の間の情報の非対称性ゆえに告知義務を認めざるを得ないとしても、保険契約に関する情報を集めるのは、本来的には保険者の責任においてなされるべきであり、保険契約者に負担をかけることは適切でない。告知義務は、自発的申告義務として構成されるべきではなく、質問応答義務として構成されるべきである。

（重要事実の内容について）

【意見】重要事実とは、保険危険事実（保険者が保険給付義務を負うことになる保険事故の発生率の測定に関する事実）のうち保険者の保険契約締結の諾否及び契約内容の決定の判断に影響のあるものをいい、道徳的危険事実（保険契約者側の関係者が故意の事故招致等により不正な保険給付を受ける意図を有している事実）を

含まないことを明示するべきである。

また、重要かどうかの判断基準は、各保険者の危険選択基準により決まるのではなく、合理的な保険者の危険選択基準によると考えるべきである。

- 【理由】 1 告知義務の対象を明確に定義することにより、保険者が、保険事故発生後に不当に保険給付を免れるため、告知義務違反解除を濫用する危険を排除する必要がある。
- 2 告知義務制度は、保険事故発生の危険性を測定する上での情報が保険契約者側に偏在していることの是正手段として導入されているものであって、信用調査の手段として制度化されたものではないから、告知の対象たる重要事実は保険危険事実に限定されるべきである。
- 3 また、合理的な範囲内でのみ告知義務による情報収集が許容されうるにすぎず、保険者が経営判断により危険選択をすることは自由であるとしても、この恣意的な危険選択のために保険契約者に負担を及ぼす態様で告知義務制度が利用されることを許容するべきではない。

イ 保険者が契約の解除をすることができない場合（２頁）

（告知妨害についての立法の必要性）

- 【意見】 保険者が保険勧誘にあたって利用する者が、告知妨害をした場合や告知を受けた事実を保険者に連絡しなかった場合には、保険者は契約の解除をすることができないとする規定を設けることに賛成である。
- 【理由】 1 保険募集人は、締約補助者、すなわち契約にのぞむ当事者の一方から契約締結交渉を依頼され、他方当事者に対して、申込みの誘引、契約条件の説明、契約書の作成事務など契約締結過程における当事者の役割を代行する者である。一般に、契約締結過程において締約補助者を用いた事業者は、契約締結過程における締約補助者による不実の説明行為や補助者の悪意・過失による不知等について、自己に帰責されることを拒み得ない。一方において契約締結過程を締約補助者にゆだね、その行為による経済的利益ないしは法律効果を自己のものにしようとしておきながら、他方で締約補助者を利用したことにより契約締結過程から生じた説明義務違反、補助者の悪意・過失による不知等については自己には帰属しないことを主張することは、自己の態度に矛盾しており、禁反言に抵触するし（代理法理の類推、佐久間毅「消費者契約法と第三者・代理」ジュリスト 1200 号 62 頁参照）。また、他人を利用することにより契約締結のための活動領域を広げ、収益可能性を増大させようとする者は、みずからが契約獲得のために用いる取引組織を厳格にコントロールすべきものであり、ちょうど債務の履行のために履行補助者を用いた者

が当該履行補助者の故意過失を自己の故意過失と同視されるのと同様に、締約補助者の故意過失その他の交渉行為の結果を帰責されると解すべき(履行補助者法理の類推)だからである。したがって、生命保険募集人が告知妨害をした場合には、保険者は告知をしなかった事実について悪意又は過失によって知らなかったときと同様に取り扱われ、契約解除をすることができないという立法がなされるべきである。

- 2 また、競争政策の観点から見ると、告知妨害の事案において、なお告知義務違反を問いうるとして保険者を保護すると、保険者が保険募集人による告知妨害を排除する動機付けを失わせる可能性がある。保険募集人による告知妨害がなされた場合には解除権の行使ができないものとして、保険金を支払わせ、ひいては保険料増額を余儀なくさせることにより、保険募集人による告知妨害を防止できないような保険者は市場における競争力を失って退場すべしというのが、適正な競争社会のあり方である。

〔告知妨害に関する立法にあたり留意すべき事項〕

生命保険募集人の帰責事由について

「生命保険募集人の帰責事由」については、告知妨害成立のための要件とはならないと考えるべきである。告知義務制度に関して不実の説明がなされた場合、消費者はそれを信じて行動してもよいのであって、当該不実説明が生命保険募集人の故意過失によるものであろうが不可抗力によるものであろうが、消費者は保護されるべきである。この点、消費者契約法における不実告知については、事業者側の故意過失は要件とされていないことも参照されるべきである。

告知妨害行為と告知義務違反との因果関係について

告知義務制度についての説明義務が保険者に存すると考えることの帰結として、告知妨害行為と告知義務違反との因果関係については、その存在を保険契約者が立証する必要はなく、逆に、「生命保険募集人による告知妨害と消費者側の不実告知との間に因果関係がないこと」を保険者側において立証した場合に限って、保険者はなお告知義務違反を問いうるとの立法がなされるのが相当である。

告知義務者の行為態様の考慮について

募集人による告知妨害があった事案でも告知義務者の行為態様が悪質な場合には、信義則又は過失相殺類推という一般法理によって保険金請求権の一部減額を導くことが可能であり、特に告知義務者の行為態様に着眼した立法をすることは、保険会社が告知妨害を排除するにあたってのインセンティブを削ぐ危険があり、妥当ではない。

「保険者の使用人等」の範囲（注１）について

「保険者の使用人等」の範囲には、保険契約の締結の代理又は媒介を行う者及びその従業員も含むことを明確に規律すべきである。これは、本年12月に予定されている保険商品の銀行での窓口販売が全面的に解禁されることを踏まえ、契約者保護の観点から非常に重要である。

エ アによる解除の効果（３頁）

（プロ・ラタ主義の導入について）

【意見】プロ・ラタ主義を導入する中間試案Ｂ案に賛成する。

【理由】１ プロ・ラタ主義の導入は、重過失による告知義務違反の場合であっても、引受可能な限度で比例減額した保険金を支払うべきであるとするもので、保険契約者（消費者）に有利であり、導入することに賛成である。

告知義務制度は、保険者にとっては危険測定の必要上要請されるものであるが、本来、危険測定は保険者がみずからの責任においてすべきことである。保険契約者が保険保護の喪失の威嚇のもとに告知義務による「逆情報提供義務」を負担させられる根拠は、多数契約を通じて危険の高い者の排除又は高い保険料負担を低コストで実現することにより、全般的な保険料の低減化が実現するという意味で、保険団体を構成する保険契約者にとっても有利であることに求められる。そうすると、保険者による解除権の究極の根拠は、保険団体に損失を与えるという点に求められるべきであり、損失を与えることなく引受可能な限度では減額した保険給付をなすべきである。保険者が本来締結しなかったはずの保険契約を締結させられたのだから原状回復をする必要があるという点は二次的に考慮されるにすぎない。プロ・ラタ主義は、保険団体に現実の損害を与えていない以上保険契約はできる限り維持されるべきで、解除による制裁の必要性はないとの発想に立脚するものであり、告知義務制度の本来の趣旨に合致している。オール・オア・ナッシング主義は、本来は異なる故意と重過失とを同一に取り扱い、重過失の場合でも保険者の引受可能な範囲内にあるにもかかわらず告知義務違反を理由に保険給付を受ける権利を剥奪する強い制裁的效果を定めるもので、義務違反の程度とそれに対する効果の均衡を欠いている。

２ プロ・ラタ主義は、現行法と比べて見れば、告知義務を正しく履行した保険契約者から、重過失により告知義務の履行を懈怠した保険契約者に、保険料を原資とする利得を移転する意味合いを持つ。しかし、重過失による告知義務違反は、善良な消費者でも行う可能性があることを考えると、これにより常に保険事故発生後に保険保護を全面的に剥奪されるとすることはあまりに過酷であるから、相互援助の思想によって、この利得移転は正当化され

る。

- 3 年齢・性別に関しては、現行約款においても、プロ・ラタ主義が採用されており、特に疑念は持たれていない。プロ・ラタ主義は、フランス、イタリア、スウェーデン、ドイツで採用されており、イギリスにおいても採用が検討されており、比較法的にも導入が相当である。

〔指摘されている問題点についての検討〕

立証責任と引受基準の公表について

正しい告知がなされたとしたら締結されたであろう保険契約の内容は、保険者が立証責任を負担するよう立法的手当てがなされる必要がある。引受基準は消費者側には立証不可能であるからである。

すなわち、告知義務違反の効果（解除又は比例減額）を主張する保険者は、

- ）告知義務者の故意を主張立証して、保険契約解除を、
- ）告知義務者の重過失及び引受基準に照らして正しい告知があれば引き受けなかったであろうことを主張立証して、保険契約解除を、
- ）告知義務者の重過失及び引受基準に照らして正しい告知があれば保険料を増額して引き受けたであろうことを主張立証して、保険金の比例減額を

立証する責任を負担する应考虑すべきである。

また、保険者の引受基準については、消費者側に検証可能性を与えるため、紛争が生じる前に事前公表されている必要がある。引受基準は、秘匿されるべき企業秘密ではない。なぜなら、保険には団体性があり、リスク分配の計算基礎を同じくする多数の保険契約者が保険料を拠出しあい、リスクが現実化した者に対して保険給付をなすための資金を形成する仕組みともいえるものであり、引受基準、すなわち他の保険団体構成員の選別基準は、保険商品の内容の一部を構成しており、契約締結時において消費者に説明されるべき情報であるといえるからである。

保険料増額の懸念について

告知義務制度は、低リスクの保険契約者にとっては、情報収集コストを減少させ保険料の低下をもたらすものといえるが、もともと保険者が告知義務制度の利用によりどれだけ保険料を低減させているのかは、保険契約者側には評価不能であり、保険料が告知義務制度による危険測定の上に依拠して決定されているわけではないことからすれば、直ちに保険料増額に結びつくとは考えられない。

仮に、プロ・ラタ主義導入によって、現行の制度の下におけるのと比べ

て保険金の支払額が増加し、結局は保険料の増額につながったとしても、各保険契約者が、プロ・ラタ主義導入による利益を享受する対価として保険料が上昇したと考えることができ、この保険料増額は正当化される。

契約締結時の状況の立証困難について

引受可能であった場合のあるべき保険料の額などを証明することについては、長期間経過による証拠の散逸の危険、診査医による診査の機会の喪失などを考えると困難も予想されるが、そもそも証拠による事実認定については、常に不確定性を伴っており、最終的には立証責任の問題に行き着かざるを得ないのであって、立証責任を負担する当事者は常に他方当事者より不利なことは当然なのだから、これはプロ・ラタ主義導入を否定する論拠とはならない。

現物給付・定期給付への対応について

老人ホームへの入所等の現物給付や年金等の定期給付については、プロ・ラタ主義導入にあたっては、金銭（一時金）に換算して支払うこととすれば足りる。

故意と重過失の区別について

プロ・ラタ主義を導入すると、故意と重過失の区別が重要となるが、両者は法概念として明確に区別されているものであり、また故意の間接事実による立証についても実務上十分可能なものであるから、故意の証明困難をもって、プロ・ラタ主義導入に反対する理由とはなしえない。

なお、現行法上、告知義務者について、故意と重過失の区別の必要はなく、重過失と軽過失との区別は重要な意味を持つが、学説・判例上、重過失と軽過失との区別の基準について明確に論じられているわけではない。むしろ例えば既往症・現症につき、告知義務者が身体的異常を自覚し、通院しているが、医師から病名の説明を受けていない場合には、軽過失とされることはほとんどなく、直ちに重過失が認定されているように思われる。

現行法上、告知義務違反がなされた場合に、それが軽過失によるものとして保険契約者が保護されている事案がどれほど存在しているのかは不分明であり、保険者が告知義務者のささいな告知義務違反を重過失に該当するとして告知義務違反制度を濫用することもありえることを考えると（明治安田生命保険相互会社の事案）重過失の告知義務違反に対して、一律に解除を認めるのでは、保険契約者の保険保護が不当に剥奪されてしまう懸念がある。その意味でも、故意と重過失の区別が困難であることを理由にしてプロ・ラタ主義の導入に反対することは不当である。

現行法上も、告知義務違反については、弔慰金がいりれたり、訴訟となった後でも訴訟上の和解で解決したりする事案も少なくないが、必ずし

もきっちりとした解決基準に依拠した和解金算定がなされているわけではないと思われ、プロ・ラタ主義を導入すれば、現実的な解決基準が形成されていくと考えられる。

告知のインセンティブについて

プロ・ラタ主義導入について、告知義務の履行のインセンティブが失われることになるとの批判があるが、もともと保険者において保険契約者側の不実告知やモラル・ハザードを完全に排除することは不可能であり、この種のリスクは保険料に織り込まれていると考えられる。

また、保険金不正取得を意図していない不注意な保険契約者による告知義務懈怠に対しては、解除の威嚇によらずとも保険金削減の威嚇でもって、告知に関して十分な注意を払うべきであるというインセンティブとして充分機能する。重過失認定に留まった場合にはプロ・ラタ主義の適用による救済が可能でありこれによる救済を最低限確保しうることから、故意による告知義務違反を誘発する危険がないとは言えないが、これについては故意の立証を適切に行なうことによって対処するべきである。

(因果関係不存在の特則の取扱いについて)

【意見】因果関係不存在の特則は、プロ・ラタ主義導入後も堅持されるべきである。ただし、立証責任は転換されるべきであって、保険者において、保険事故と告知されなかった重要事実との間に因果関係のあることを証明した場合に限って、保険者は告知義務違反解除等を行うことができるとするべきである。

【理由】1 因果関係不存在の特則は、プロ・ラタ主義導入後も堅持されるべきである。

告知義務違反解除は、本来締結されなかったはずの保険契約から保険者を解放して保護するために認められているのではなく、保険団体に損害をこうむらせることを防止するために認められているものであり、告知された事実に基づいて算定された保険料が支払われている以上、保険団体に損害はなく、不告知事実と保険事故の間に因果関係がない場合にまで、解除を認める理由はないからである。

2 因果関係不存在の特則は、オール・オア・ナッシング主義の苛酷さを緩和するための立法であるとの考え方もあり、この考え方からすれば、プロ・ラタ主義を導入した場合には因果関係不存在の特則は不要であるという結論も導かれる。しかし、因果関係不存在の特則の根底にある思想は、保険団体に現実の損害が生じていないのならば、告知義務に抵触したとしても、なお保険契約者を保護すべきであるという考え方であり、この考え方は、プロ・ラタ主義と共通している(榊素寛「告知義務の意義とその限界(3)」法学協会雑誌 122 巻 12 号 48 頁注 66 参照)。したがって、プロ・ラタ主義導入後も、因果関係不

存在の特則は、堅持されるべきである。

- 3 因果関係がないという消極的事実の証明は一般に困難である上、医学的知識等が必要なことから、立証責任は転換されるべきであって、保険者において、保険事故と告知されなかった重要事実との間に因果関係のあることを証明した場合に限って、保険者は告知義務違反解除等を行うことができるとするべきである。

(重過失による告知義務違反解除と保険料返還)

【意見】重過失の告知義務違反を理由に保険契約が解除された場合には、保険者は保険料の返還義務を負うものとするべきである。

【理由】保険契約も双務有償契約である以上、給付がなされない場合にその対価を保持することは相手方の帰責事由がない限り許容されないと解され、重過失の告知義務違反があったにすぎない場合にまで制裁的に保険料を全額不返還とするのは、行き過ぎである。

(後注)他の保険契約が締結されているかどうか及びその内容を告知するよう求めることについて(4頁)

【意見】損害保険会社の約款においては、他保険の告知義務が規定されている。しかし、このような約款規定は、法の予定する告知事項には当たらない。他保険契約の不告知を理由とする解除は、保険金不正不払いの口実として濫用される危険性があり認めるべきではない。特に、本来の告知義務違反と同様に扱うこと(解除により免責の効果のみが遡及する)は、明らかに行き過ぎであり、これを禁ずべきである。

【理由】1 現行法の解釈としての他保険の告知義務の存否

同一の保険の対象に関して他に保険契約が存在することは、告知義務にかかる重要事実とはなりえず、現行法上は、他保険の告知義務違反を理由とする解除の原因とはなりえない。その理由は以下のとおりである。

他保険の存在は、道徳的危険事実にすぎず、告知義務制度は信用調査の手段として制度化されたものではない。契約を締結しようとする者は、他方当事者の信用性を、告知義務制度などを利用せずに確認しているものであって、告知義務制度を信用調査の手段として転用すべき理由はない。

他保険契約の締結の事実が保険者側において収集可能であり(生命保険業界においても損害保険業界においても契約内容登録制度が存在する)、保険契約者側への情報の偏在があるとは言えない。

他保険の存在は、保険事故発生の可能性を高める事実ではないことはもとより、常に事故招致の可能性を高める事実であるとも限らず、他保険契

約の告知義務が、故意の保険事故招致の立証の軽減という機能を有すると
しても、そのような立証軽減を法が正面から支援する理由はない。

他保険の存在が保険事故の発生原因であることは、常にありえないので、
他保険の告知義務違反にあっては、法律上、常に因果関係不存在の特則が
働くことになり、解除権は常に行使しえないことになる。

2 約款上、他保険の告知義務違反を理由とする解除を認めることの可否

損害保険会社の約款においては、他保険契約の有無を保険危険事実に関す
る告知事項と同列に扱う規定がおかれていることが多い。確かに、他保険
契約の有無を確認することは、引き受けに際しての参考にするとか、無意味
な重複保険に加入させることを回避することに資する面は有している(なお、
他保険契約の通知義務については、損害のてん補範囲の確定に資する)。

しかし、他に同種の保険に加入していることを告げなかったことを理由と
して契約の解除を認めると、保険金不正不払いの口実として濫用される危険
性があり問題がある。少なくとも免責的效果のみの遡及を認める制裁的な解
除など認めることは、行き過ぎというほかはなく、法律によりこれを禁ずべ
きである。

その理由は以下のとおりである。

契約成立以前の契約交渉過程の段階は、強行法が支配するのであって、
契約成立後はじめて発効する約款によって遡及的に干渉を受けるはずは
なく(河上正二「契約の成否と同意の範囲についての序論的考察(1)」
N B L 469 号 20 頁)、約款によって、約款による契約成立前の行為を義
務付けることは論理的に不可能である。

重複保険における損害填補義務の範囲について予め保険者が承知してお
く必要性はあるにしても、保険者がこれを知らされずに保険金の支払いに
応じてしまった場合には、実際に生じた損害の損害賠償を認めれば足りる
のであって、解除という効果まで認めることは、保険契約者にとって過大
かつ過酷な制裁である。

他保険の告知義務を課すのは、故意の事故招致免責が保険会社にとって
立証困難であるため、立証緩和のための代替策として規定するものにすぎ
ない。他保険の告知義務は、保険会社の立証緩和のために保険契約者に告
知義務を押し付けるものであり、不正請求の徴表をもって、免責的效果の
みの遡及を認める制裁的な解除を認めるものである。このような規定は、
明らかに行き過ぎである。保険金の不正請求については、故意の事故招致
免責などの本来的な不正請求防止条項により対処すべきである。

いくつかの下級審の裁判例では、他保険契約の告知義務違反に基づく解
除を、故意の事故招致による保険金不正請求の疑いが濃い場合に限定して

認めている。これらの裁判例は、単純な他保険契約の不告知により解除を認めることが、保険契約者にとって過酷な結果となることから、解除権の行使に書かれざる加重要件を課して妥当な結論を導いている。しかし、現行の約款規定からは、裁判例の指摘するような場合に解除権行使が限定されることが読み取れないばかりか、仮にそのような要件を約款に規定しても極めてあいまいな表現とならざるをえず、いずれにしても、不当な支払拒絶に濫用される危険がある。さらに、その要件を記述的な要件に改めることも考えられるが、実際には適切な表記方法を見出すことも難しく、明確性の原則（約款は、顧客が自己の権利義務を確実に認識し、見通すことができるよう、正確に、確定的に、平易に、できる限り明瞭に記述されなければならないという原則）に反するものといわざるを得ない。

現実には按分支払の損害保険では約款上他保険の告知義務を定め、定額支払の生命保険では約款上定めがないことからしても、他保険の告知義務は保険会社の都合だけで恣意的に約款上規定されているにすぎず、真に義務を課すべき必要性があるのか疑わしい。

複雑多様化した保険契約の内容を保険契約者が全て把握して、逐一告知することは困難であり、一般消費者の誰もが告知義務違反をする危険があることから、保険会社による他保険の告知義務違反解除が濫用される恐れがある。

(6) 損害保険契約の無効・取消しによる保険料の返還（５頁）

【意見】中間試案のような規定を定めることには反対する。民法の規律(705条、708条)に委ねれば足りる。

【理由】詐欺といっても、その内容、態様、程度は千差万別であり、一律に保険料不返還という効果を定めるべきではない。遡及保険の場合についても同様である。具体的には、被保険者のみが詐欺を行った場合や、被保険者のみが保険事故の発生の事実を知っていた場合には、保険契約者へのペナルティとしての保険料不返還を認める合理的理由は認められない。

なお、無効・取消も含めて契約が中途終了した場合について保険契約者に対する保険料返還を明示すべきである。

(後注) 保険契約の募集や締結の際の規律を契約法上設けることについて（６頁）

（情報提供義務）

【意見】保険契約に関する重要事項（保険契約の全体的な内容・属性や免責事由）について、保険募集主体が過失により説明を怠り、これにより契約者が保険給付を受けられないような保険契約を締結した場合、保険者は損害賠償責任を負担することを規定すべきである。そして、その場合の損害額については、保険契約者が

特に立証をしない場合には、既払保険料の2倍相当額と擬制すべきである。

また、保険契約に関する重要事項(保険契約の全体的な内容・属性や免責事由)について、保険募集主体が過失により保険契約者の意向の確認を怠り、これにより消費者が保険加入の機会を失ったときは、保険者は損害賠償責任を負担することを規定すべきである。そして、その場合の損害額については、消費者が特に立証をしない場合には、保険事故がすでに発生しているときは、加入機会を喪失した保険によって給付されるべき保険金の額に、加入機会を失った消費者が実際に当該保険に加入したであろう予想割合を乗じた額(期待値)と擬制すべきである。

- 【理由】1 保険は、不可視で消費者にとっては理解しづらい役務商品であり、保険契約に関する重要事項については、保険者が情報提供義務を負担しているものと解されるが、これを怠った場合に、単に原状回復的な損害賠償、すなわち既払保険料の返還がなされるにすぎないとすれば、保険給付を受け取ることができるがと誤信した保険契約者の期待との齟齬が大きすぎる。また、情報提供義務を怠っても、せいぜい既払保険料を吐き出せば足りるということであれば、保険者には情報提供義務を尽くすインセンティブが欠けることになりかねない。そこで、法律をもって、損害賠償額の予定(違約罰)を設け、既払保険料の倍返しを規定すべきである。既払保険料をもって違約罰とする点については、告知義務違反の場合には制裁的に既払保険料が没収される場合のような前例があり、妥当なものと考えられる。
- 2 次に、情報提供義務違反による保険加入機会の喪失については、慰謝料請求は認められないとするのが最高裁判所判例(最判平成15年12月9日民集57.11.1887)であるが、これでは、保険者による情報提供義務違反があっても、なんら損害賠償は認められない危険があるため、立法により、損害賠償額の予定を設定し、加入機会を失った保険の保険金額に当該保険に加入したであろう確率を乗じて算定された金額をもって、損害とみなすべきである。

2 損害保険契約の変動

(1) 危険の増加(6頁)

ア 故意又は重大な過失によって遅滞なく通知がされなかった場合

- 【意見】保険期間が1年を超える契約においては、危険の増加の通知義務を応答義務とする前提として、保険者は、少なくとも1年に1回、通知義務の対象たる事実について、保険契約者に対し、質問するものとすべきである。この質問がなされていることが危険の増加の通知義務違反を理由とする解除の要件とするべきであ

る。このように解することにより、通知義務が課される事実は、保険者から通知を求められたもののうち、その通知後１年以内に変更が生じたことによって危険が増加するに至ったものに限定されることになる。通知義務違反の場合のその余の要件効果は、告知義務と同様に定められるべきである（除斥期間、保険者の悪意・過失、因果関係不存在の特則などを含め、パラレルに設計されるべきである）。

また、通知義務違反の効果として解除しか認めていない点は、あらためられるべきであり、ここにもプロ・ラタ主義を導入して、将来に向かって保険料を増額するなどして契約を存続させることができるよう、再交渉の余地を認めるべきである。

【理由】通知義務は、告知義務と同様、保険者の危険選択及び危険と対価としての保険料の均衡を確保させる制度であり、これとパラレルに要件効果が定められるべきである。

しかし、通知義務があることは、契約締結後１年以上も経過すると、保険契約者の念頭から消えてしまう懸念があり、このような忘却による通知義務の懈怠について、プロ・ラタ主義を導入するとはいえ、いちいち重過失による通知義務違反を問われるおそれもあり、過度の制裁を定めるものと思われる。そこで、告知義務が自発的申告義務から質問応答義務へと変更されることとパラレルに、通知義務においても、保険者は、１年毎に、通知する義務のある事項を保険契約者に知らせる必要があり、このような通知義務に関する情報提供があった場合にのみ、通知義務違反を問いうるものとするべきである。

イ 遅滞なく通知がされた場合等

【意見】危険の増加があったときは、保険者は、保険契約者に対し、保険料の増額その他の契約内容の変更を申し出ることができるが、その際には、保険契約者に対し、契約内容の変更が必要となる合理的理由を説明し、保険契約者との間で契約内容の変更に関して誠実に交渉するべき義務（再交渉義務）を負うとするべきである。

【理由】保険契約は継続的契約であり、事情の変更があった場合には、一方的にその契約内容が変更できるものとするべきではなく、契約内容の変更を求める当事者（保険者）は、他方当事者である保険契約者に対し、変更が必要な理由を開示して、誠実に再交渉をするべき信義則上の義務があると考えられる。解除は、交渉決裂の最後の手段と位置づけられるべきである。

（危険の増加関係後注）

１ 除斥期間については、告知義務の場合と同様に定めるべきである。

保険契約者等の意思によって危険が増加した場合についても、特に特別の規定を設ける必要はないと考える。「意思によって」危険が増加したか否か

- の判断を保険契約者にさせることは無理があり、相当ではないからである。
- 2 現行商法の規律は不合理であり、削除すべきである。
 - 3 他保険の通知義務については、他保険の告知義務にも増して許容される余地はなく、このような約款規定が無効であることを法定すべきである。

(2) 危険の減少（7頁）

- 【意見】危険が減少したことを保険契約者が通知したときは、保険契約者は、危険の減少の事実があった時から遡って、保険料の減額を請求することができるものとするべきである。
- 【理由】客観的に危険が減少していた場合には、その事実が生じたときから、危険に対する対価である保険料は対価的均衡を欠いて高額であったことになるのだから、保険契約者が請求した時からではなく、危険の減少の時から、保険料は減額されてしかるべきである。

(3) 超過保険（8頁）

- 【意見】保険契約者が、保険料の減額請求をする機会、また、既払いの超過保険料の返還を求める機会を十分に確保できるよう規定を充実させるべきである。少なくとも、の超過保険料の返還について、ただし書で保険契約者が損害保険契約成立時に超過保険について悪意又は重過失であった場合を除外しているが、重過失は削除すべきである。

また、超過保険を防止するために、保険者に対し適切な説明と確認を行うことを義務付けるべきである。

保険者が悪意・有過失の場合や、保険契約者が超過保険の効果を知らずに契約した場合などの規律については、なお検討が必要と考える。

- 【理由】1 火災保険を中心に、極めて多数・多額の保険料の過剰徴収が確認されているところであるが、保険契約者（消費者）にとり、超過保険料は、これに対応する保険金の支払はありえず、全く無意味でメリットはない。他方、保険者は、超過部分については保険金支払いのリスクを負担しない。また、保険者は、契約締結段階で相当な説明および確認をすれば、超過保険となることを容易に回避できる。

したがって、保険契約者に、無意味な保険料の支払いを拒み、無意味な既払い保険料の返還を認めるべきことは明白である。

そして、重過失という概念は評価を含むものであることから、どのような場合に保険契約者に重過失が認められるかが曖昧である一方、損害保険契約締結時に交付される資料等が複雑で一読した程度では、保険契約者において超過の有無を容易に確認できず、実際上も一般的には、一般消費者である保険契約者

は、代理店に勧められるとおりに契約を締結するといった事情があることから、保険者側から積極的に重過失を主張して超過保険料の返還を拒絶することが懸念されることからすると、少なくとも重過失の場合にも保険料の返還を請求できるようにすべきである。

- 2 いずれにしても、多くの場合は、保険契約締結段階において、保険者が保険契約者に対して適切に超過保険の意味を説明し、保険価額を適切に確認すれば、このような超過保険による無意味な保険料の支払いという事態は容易に回避できる。したがって、契約段階において保険者に適切な説明・確認を行なうよう保険法に明記すべきである。また、保険契約者が、保険料の減額請求をする機会、また、既払いの超過保険料の返還を求める機会を十分に確保できるよう手当ても必要である。
- 3 保険者が悪意・有過失であれば、たとえ保険契約者に重過失があったとしても、保険料の減額・返還は認めるべきではないか。また、保険契約者が、保険金額が保険価額を超えることを知っていたとしても、超過保険の効果を知らずに契約した場合についても、保険料の減額・返還を認めるべきではないか。いずれの場合にも、保険者に無意味な保険料取得を認め、利得を認める理由は乏しいとも考えられ、この点の検討がさらに必要と解される。
- 4 なお、超過保険料の返還については、保険契約者が善意であることが要件とされているため、契約成立後2年ないし3年が経過しても保険契約者が超過保険を認識しない限り、返還請求することは不可能である。この点、損害保険契約の内容、資料、契約書類等が複雑であり、一般消費者がこれらを読みこなして、契約締結後2年ないし3年以内に超過の有無を確認することは極めて困難であると言わざるを得ない。

したがって、超過保険料の返還請求権の行使期間については「保険契約者が損害保険契約の成立の時以降、保険金額が保険価額を超えていたことを知ってから3年」とすべきである。

(損害保険契約の変動関係後注)(8頁)

【意見】現行商法 650 条を削除することは妥当であるが、「目的物の譲渡」の扱いについて、合理的なルールを定める必要があると考える。

- 【理由】1 現行商法 650 条は、もともとは複合運送契約の場合などで保険契約の失効を防止するために設けられた規定であるが、現在時代遅れのものとなっていることは否定できず、同条については削除することが妥当である。
- 2 もっとも、目的物の譲渡に関する規律については、現在用いられている約款では、「譲渡」の意味が法律上の譲渡概念と異なっていたり、あるいは、消費者の認識との間にずれが生じていたりするなどの問題がある。そこで、

目的物の譲渡の規律に関し、何らかの指針あるいは基準となるべき任意規定などをおくことを検討すべきである。

3 保険事故の発生による保険給付

(2) 損害発生の通知（9頁）

【意見】保険契約者又は被保険者による損害発生の通知をあえて義務化する必要はない。むしろ、通知が遅れた場合の効果につき、通知を受けなかったことにより被った損害を超えて保険金支払義務を免れることはできないことを規定すべきである。

【理由】1 損害発生の通知は、保険契約者にとって、保険金請求に不可欠な行為であって、あえて義務として規定する必要は認められない。

2 通知が遅れた場合には、それによって保険者が被った損害の限度で免責を認めれば足りる。

これに対し、保険約款には、通知が遅れた場合の効果として、保険者に対する全部免責が規定されているが、これについては、最判昭和62年2月20日（民集41.1.159）が、保険契約者側にとって過酷である等として、全部免責の効果を否定している。

しかし、かかる最判後も、約款の規定ぶりは改められていないことからすると、法律上、通知義務違反の効果について上記のとおり規定を設ける必要がある。

(4) てん補すべき損害額

ア 損害額の算定（9頁）

【意見】調査の費用は、損害額の計算に必要なものに限らず、事故の存否等の確認・調査に必要なものも保険者の負担であることを明示すべきである。

【理由】中間試案は、現行商法を踏襲して、損害額の計算に必要な費用を保険者の負担としているが、現在の実務では、事故の存否等の調査についても保険者の負担として運用されている。したがって、損害額の計算に必要な費用についてのみ規定を設けることは適切ではない。事実の確認・調査及び損害額の計算に必要な費用が、保険者の負担であることを法文上明らかにすべきである。

イ 評価済保険（9頁）

【意見】 のただし書に「保険契約締結後に発生した事由により」を追加するべきである。

【理由】損害保険のうち車両保険においては、大半が評価済（価格協定保険）であり、

保険者は実際に自動車を見分したうえで、保険者が事前に定めた年式・車種毎の価格に従って保険金額を定めるのが通常である。しかし、このような保険を締結しながら、保険事故発生後に、「不当に高い価額での保険契約である」という理由で、上記 ただし書を援用して支払拒否をした事例がある。

そもそも、保険会社には引受けの自由があり、契約の時点で評価額（協定価格）と実物の価値との乖離が大きければ、引受けを拒むか、別途保険金額を合意することができる。そして、保険対象物が全くの偽物であったような場合には、民法の詐欺または錯誤等の規定に基づき、保険金請求を拒むことができるのである。

にもかかわらず、実物を見ることなく機械的に保険金額を決めて保険料を徴収しながら、後になって、上記 ただし書のような条項を盾にとって支払を拒むのは契約上の信義則に反しており、このような不当な支払拒絶の口実を残すべきではない。

もっとも、保険契約締結後、保険対象物件の価値が大きく毀損されたような場合に、利得禁止原則との関係で、填補額を減少することは認めざるを得ないので、このような場合には、ただし書が適用されればよい。

(5) 一部保険（１０頁）

【意見】中間試案Ｂ案「保険金額の限度において損害の全部をてん補する。」との規定を採用すべきである。

【理由】１ 一般消費者は、一定金額の保険金額を示した損害保険に加入していれば、その一定金額までは発生した損害が全額てん補されると期待しているのが通常である。

Ａ案「保険金額の保険価額に対する割合により損害をてん補する。」との規定は、消費者の通常の期待に反するので、一般消費者にとって結果の予測が困難である。

２ Ｂ案の場合には、保険料が割高になってしまうという問題点もある。しかしながら、一般消費者は保険料と保険金額を考慮しながら選択をすると考えられるので、不測の事態が生じるおそれはない。

３ 保険会社に保険加入時の説明責任を課したとしても、保険会社が保険契約者に十分な説明責任を果たすことは期待できない。

４ Ａ案の場合にも、保険料が割安になるというメリットはあるので禁止する必要はない。その意味では、一部保険について任意規定とすることには賛成する。ただし、任意規定とする場合であっても、Ａ案と同様の内容の保険の場合には保険証券に「一部保険なので保険金額が全額支払われない場合があります」等の注意書きの記載を義務づけるべきである。

なお、この場合、約款やパンフレットに記載しても一般消費者に対する周

知方法としては十分ではないので保険証券への記載を義務づけるべきである。

(6) 重複保険（１０頁）

【意見】重複保険の場合の規律としては賛成である。ただし、重複保険となる事態を回避するための保険法上の手当ての規律も設けるべきである。

【理由】１ 重複保険となった場合に、独立責任額連帯主義を採用すること自体は適当である。

２ しかし、そもそも重複保険の場合、通常は過保険となっていると考えられ、保険契約者からすれば、無意味な保険料を支払う事態となっており、そもそも好ましい事態ではない。このような事態を回避するため、保険者は保険契約者に対し、重複保険となっていないか否かについて確認、説明すべきである。

３ なお、他保険契約の通知は、重複保険処理のために必要な面はあるが、告知義務を課したうえで、違反に対し制裁を課するような規定は無効とすべきである。他保険契約の通知がなかったことにより、保険者に実損が生じた場合には、その限度で賠償（控除）を認めれば十分である。この点については、第２・１(3)後注に対する意見参照。

(7) 保険金の支払時期（１０頁）

【意見】保険金の支払時期に関する規定を設けることについては賛成であるが、中間試案の規定には賛成できない。次のような規定を設けるべきである。

保険者は、保険事故が発生した時には、保険金請求者に対し、直ちに請求手続に必要な案内を行い、調査確認の上、保険金を支払う。

保険者は、保険金請求者から保険事故発生のお知らせを受けたときには、その日を含め最長３０日の経過によって保険金支払義務の遅滞の責任を負う。

保険者による調査確認に、保険金請求者が協力しない場合については、中間試案の通り。

【理由】１ 消費者・保険金請求者の立場からすると、保険事故の発生後に早期に保険金の支払を受ける意味が非常に大きい(既に損害は発生しており、さらに事後的に拡大する場合もある)。保険契約者保護の観点からは、約款の規定に委ねるべきではない。

２ 損害填補の理念からすれば、保険金は、保険事故発生後直ちに支払われるべきであり、保険事故発生の翌日から遅延損害金が発生すると考えるべきである。ただし、保険事故の発生並びに損害の有無及び額の確認のために一定の期間を必要とすることを考慮すると、保険事故発生の通知後一定の期間を

おく必要性も否定できない。もっとも、最長30日間の猶予があれば、大半の事例において調査確認作業を終了することが可能である。

- 3 「調査確認の必要」を理由とした延伸を認めてしまうと、事実上、保険者において支払時期の如何を判断する自由を認めるに等しい。現に、散漫な調査や安易な調査の中断が少なからず見受けられる実態に鑑みた場合、消費者・保険金請求者の利益を不当に害する危険が大きい。また、そもそも基準としても極めて曖昧で、保険者により濫用される危険性がある。
- 4 保険事故を保険者に「通知」する行為には、保険金請求の意思が内在している。

さらに、上記のような規定であれば、現に見受けられる調査を先行しつつ請求手続自体を行わせないという不当な事態の発生を未然に防止するのに効果的である。なお、保険事故の通知日時は保険者においても記録化されることが一般的であるので、保険者にとって特に不都合はない。

- 5 支払時期の問題については、最高裁判平成9年3月25日判決（民集51.3.1565）も存在するところであり、少なくともこの趣旨を後退させるべきではなく、また、後退させなければならない理由はない。

(8) 保険金請求権等の消滅時効（11頁）

【意見】保険金請求権の消滅時効については、次のような規律とすべきである。

消滅時効期間は、保険金請求者が、保険金請求権発生的事实を知った時から3年とする。

保険者において調査確認の未了を理由として保険金の支払い延期を求めた場合には、調査確認作業の終了時から時効期間の進行が始まる。

- 【理由】1 保険金請求権の有無や内容について保険者による早期の調査が必要であることが短期消滅時効が定められる理由とされているようであるが、敢えて「2年」という極短期の時効期間を設定しなければならない理由まではない。
- 2 起算点について、民法の一般原則に委ねることも可能であるが、保険金請求権に短期の消滅時効期間が設定されており、現実に、起算点の如何が争われた裁判例も多い。したがって、これについて法で規律しておく必要性は大きい。
 - 3 ところで、民法166条1項に定める「権利を行使することができる時」に関しては、「法律上の障害がないというだけでなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待できるものであること」（最判平成8年3月5日50.3.383）と解釈される方向にある。

ここで昨今の多数かつ多額の保険金不払いの実態に照らした場合、一般消費者にとって複雑難解な約款を理解し、様々な保険金請求権の存在を認識する

ことは極めて困難であるにもかかわらず、消滅時効のみが進行するというのは、あまりに酷である。そこで、生命保険に関して「遺体発見時を消滅時効の起算点とすべき」と判断した最判平成 15 年 12 月 11 日判決(民集 57.11.2196)を一步すすめ、端的に「保険金請求権発生的事实を知った時」を消滅時効の起算点とするのが相当である。

4 保険者が調査確認の未了を理由として保険金の支払い延期を求めた場合に関しても、このような場合にまで保険金請求者に対し時効中断のための訴訟提起を迫ることは、あまりに酷であり、東京地裁平成 11 年 9 月 30 日判決(判タ 1025 号 268 頁)の判示するように「調査終了通知の到達時」を起算点とすべきである。

5 なお、上記のように保険金請求権の時効期間を 3 年に延長する場合、自動車賠償保障法第 19 条(2 年間の消滅時効を定める)も、あわせて改正する必要がある。

(9) 保険者の免責(12 頁)

【意見】中間試案の規定自体については賛成である。

しかし、法律の規定により、故意性の立証責任を保険契約者側に負担させることを明示的に禁止すべきである。

【理由】中間試案は、免責に関する規定を任意規定とする方向である旨指摘しているが(注 3) その趣旨は、契約・約款で免責事由を限定したり(例えば、重過失を有責とする)あるいは、免責事由を追加したりすること(例えば、自動車保険における飲酒免責など)を認めるということであろう。

もっとも、保険者の免責を定める規定には、免責事由の立証責任が保険者にあることを示す意味も含まれている。この立証責任を、契約・約款により、保険契約者に転換することを許容することができるか否かという意味での強行法規性は別途問題にする必要がある。

この点、消極的事実(「ない」こと)の立証は、そもそも非常に難しい側面を有している。立証責任の転換を認めると、契約者に調査・立証という大きな負担を強いることになるばかりか、調査・立証の失敗から正当な権利行使が阻まれるという事態が少なからず発生することが危惧される。このような危惧は、火災保険・車両保険の分野において、いわゆる「偶然性の立証責任」の問題として、裁判実務において実際に現実化していた。

なお、故意性の立証責任の責任を転換することは、既述の点に照らして、消費者契約法 10 条にも違反すると解される。もっとも、約款の規定により保険事故を「故意によらないもの」と定めた場合には、一見、その規定は同条の適用外とされるいわゆる「給付記述条項」にあたるとの疑義も生じうる。しかし、故意免責の規定が存在する以上、それは単なる立証責任の転換以外の何ものでもなく、

これを当事者間の合意で決められるべき取引の本体部分(「給付記述条項」と理解することは妥当ではない。このような疑義を生じさせないためにも、法律の規定により、故意性の立証責任の転換を明示的に禁止すべきである。

(12)請求権代位(被保険者の第三者に対する権利の代位)(13頁)

【意見】賛成である。

【理由】一部保険と請求権代位の問題につき、現行法には定めはなく、解釈に委ねられていた。この点、最高裁は、比例説の立場をとるようであるが(最判62年5月29日民集41.4.723)、損害保険による二重利得を防ぐという請求権代位の趣旨からすれば、差額説によるべきであり、中間試案では差額説の立場をとることを明らかにした。

なお、差額説では、代位の場合と控除の場合とで結論が違ってしまうという、比例説からの批判に対しては、控除する額を代位する額と同じに揃えれば足りると思う。

(後注1)保険金の請求や支払に関する保険者の責務について契約法上の規律を設ける必要があるか(13頁)

【意見】保険者に対し、保険金の請求や支払に関し、保険金請求者等(賠償責任保険における被害者を含む)に対する説明義務及び調査にあたっての誠実公正義務を課す規律を設けるべきである。

【理由】1 近時頻発している保険金の不当不払いは、その規模及び被害額の大きさからいって、保険会社に、保険制度の受託者としての自覚がなく、もっぱら自らの利益のためにのみ、法律・約款に定める義務を懈怠し、権利を濫用していたことを図らずも明らかにした。

2 責任賠償保険において、保険会社が不当に低額な損害額を査定している例も少なからず見受けられる。

3 保険契約者(消費者)は、そもそも保険事故に遭うこと自体がまれであって、保険金請求実務について十分な知識を有していないのが通常である。しかも、保険契約者(消費者)は、保険者の定める約款によって、保険契約上、説明義務、調査協力義務などの義務を課されている。反面、保険者が、自発的に、約款に自らの説明義務、誠実調査義務等を規定することは期待できない(現実の約款中にもほとんどそのような規定は見られない)。

4 保険会社と消費者との間に、構造的な知識の格差があり、かつ、保険者が誠実な調査、公正な審査を行っていない実態があるため、両当事者の利害を適切に調整する上で、保険者に上記のような責任を課することでバランスをとるべきである。

4 損害保険契約の終了

(1) 保険契約者による任意解除 (13 頁)

【意見】保険契約者による任意解除権の任意規定としての法定に賛成である。

(2) 重大事由による解除 (特別解除権) (13 頁)

(包括条項の削除の必要性)

【意見】中間試案 (ウ)の規定 (その他の当該保険者との信頼関係を損ない、当該契約を存続し難い重大な事由がある場合)のような包括的な条項を設けるべきではない。

【理由】現行法上、いわゆる重大事由解除を定めた規定は存在しないが、各保険約款において、信頼関係破壊の法理に基づく重大事由解除が定められている。

先の行政処分における金融庁発表の資料 (平成 17 年 10 月 28 日「保険金等支払管理態勢の再検討及び不払事案に係る再検証の結果について」)を見ると、明治安田生命保険相互会社は、他の保険会社と比べ、重大事由解除を適用した比率が極端に高く、重大事由解除についても濫用的に適用されていた可能性がある。したがって、重大事由解除についても、その濫用を規制する必要がある。この規定は、単なる免責を超えて契約自体の解除権という効果を認めるものである。したがって、その要件としては、解除を認めるに足りる内実を有しているものに限定し、かつ明確に定める必要がある。この観点から言えば、(ウ)の規定については、包括的に過ぎ、要件が極めて曖昧である。(ウ)の規定は、多数の重複契約を締結したような場合を念頭に置いているようであるが、著しく多数の重複契約を締結したような場合は、保険制度の本来の目的を逸脱するものとして、端的に公序良俗違反として無効とすれば足り、その他裁判例で認められた事案 (東京地裁昭和 63 年 5 月 23 日判決・判例時報 1297 号 129 頁、広島地裁平成 8 年 4 月 10 日判決・判例タイムズ 931 号 273 頁、東京地裁平成 7 年 9 月 18 日・判例タイムズ 907 号 264 頁、福岡高裁平成 15 年 3 月 27 日・保険事例研究会レポート 189 号 1 頁等)はいずれも、(ア)や(イ)に該当する事案であり、わざわざ(ウ)のような規定を設ける必要性がない。したがって、濫用のおそれのある(ウ)の規定は削除すべきである。

(除斥期間の必要性)

【意見】重大事由解除については、解除権の行使期間を定める必要がある。

【理由】重大事由があった時点まで遡って免責の効果を及ぼすのであれば、保険契約者の地位が不安定となる。そのため、解除権の除斥期間を設けるべきである。

(重大事由による解除の効果について)

【意見】重大事由による解除の効果として、解除前に発生した保険事故について一律に保険者が免責される規律には反対である。

【理由】中間試案 によると、重大事由があった後に発生した保険事故によって生じた損害については、すべて保険者が免責されることになる(保険料は返還されない)。しかし、そもそも、解除原因となる重大事由と因果関係のない事故についても遡及的に免責することは論理的帰結ではない。解除による契約の終了は将来効であるのに対し免責だけが遡及するのであれば、因果関係法則を設け、重大事由とは因果関係のない保険事故については保険金を支払う規律とすべきである。

(4) 解除の効力 (14 頁)

【意見】保険契約の解除の効力は、将来効とするべきであり、片面的強行規定とするべきである。

【理由】実務上使用されている約款を前提として立法をするべきではなく、約款を立法にあわせて変えれば足りるのだから、任意規定とする必要はない。

6 責任保険に固有の事項

(1) 保険金からの優先的な被害の回復 (16 頁)

【意見】責任保険契約の被保険者について破産手続開始等の決定があった場合に、保険金から優先的に被害の回復を受けることができることとするのは賛成である。

ただし、その要件は、必要以上に限定すべきではない。

【理由】責任保険は、実質的には、保険契約者ではなく被害者の被害回復を目的とする保険であり、P L 保険など優先的な被害回復を規律する必要性は高い。

ただし、「一定の要件」を判決の確定や訴訟上の和解、調停に限定すると、被害者の被害回復という趣旨が生かされないため、必要以上に限定するべきではない。例えば、A D R 等の裁判外紛争処理機関による裁定手続等は含めるべきである。

(2) 保険者の免責 (17 頁)

第 2 ・ 3 (9) 参照

(損害保険契約に関する事項関係後注) (17 頁)

【意見】補足説明では「損害てん補方式の傷害・疾病保険契約(海外旅行傷害保険契約の治療費用保険金、自動車保険契約の人身傷害条項や無保険者傷害条項等がこれに当たるといわれている。)」については、費用保険と同様のことが妥当するほか、定額保険としての傷害・疾病保険契約（第4参照）との共通点があることから、固有の規律を設ける必要があるかについて更に検討する必要がある」との説明がなされている。しかし、この保険に関しては規制が必要である。

【理由】1 付保率の高さ

現在、付保率は50%近くに達している。

2 賠償額低減化の手段として利用されている

この保険が問題なのは、保険会社が

「完全補償」を謳ったり

放棄書を作成させることで

これ以上の賠償が受けられないと勘違いさせ、もって、保険会社基準で賠償額を抑える(あとは、保険会社間の仲間内で処理をする)ことを目的とし、そのための制度設計をしていることに尽きる(間接的には、過失相殺に関するコストダウンも1つの目的とはなっていると思われる。)

もちろん、保険会社はそのような意図を否定するだろうが、事実上、低減化の手段として機能していることは否定しがたいと思われる。

3 従って、保険法の改正にあたっては、規制の対象に加えるべきである。少なくとも、「契約者の請求権行使を妨げてはならない」という旨の規定はおくべきである。

第3 生命保険契約に関する事項

1 生命保険契約の成立

(2) 他人を被保険者とする死亡保険契約

ア 被保険者の同意(18頁)

【意見】賛成である。

【理由】現行法(商法674条1項)とほぼ同じ規定であり、原則として他人の同意を要するとして、例外的に、定型的に問題が生じ得ない場合には同意を不要するものである。

なお、(注)では、書面による同意を要求するかについて検討を要するとされている。

この点、後日の紛争を予防する意味があるので一見すると良いのではないかと

も思われる。しかし、書面による同意を必要とした場合、書面の作成を失念したことによって、かえって被保険者の意思に反して保険金が支払われないという事態が生じかねない。しかも、反面において、書面を要求しても、弊害のすべてを防ぐことができるわけでもない。

したがって、法令の規定において書面を要求することの効果の大きさに鑑みれば、むしろ書面による同意を要求することには慎重であるべきと思われる。

イ 被保険者の意思による契約関係からの離脱（１８頁）

【意見】反対である。

【理由】この点は、現行法には規定がないが、現行法の解釈としては、保険者の法的安定性を害するので被保険者は同意を撤回することはできないとされているようである。

中間試案の趣旨は、保険契約は長期にわたる契約であり、その間に事情の変更も起こりうるという点にある。

しかし、被保険者の同意の撤回を自由に認めた場合、以下のような弊害が出るおそれがある。すなわち、妻が保険契約者、夫が被保険者、子供が保険金受取人となっている場合に、夫婦が離婚するにあたって、夫が子供の養育費を支払うという条件があったケースにおいて、万一、離婚した夫が子供の成人までに死亡した場合には、養育費の支払いができないが、保険契約があれば死亡保険金を子供が受け取ることができる。しかし、被保険者が同意を自由に撤回できるのであれば、離婚した夫が妻の知らないところで離脱し、妻（保険契約者）の利益や、子供（保険金受取人）の利益を害する結果になる。

この点、同意の撤回を肯定するのではなく、被保険者から保険契約者に対して保険契約の解除の申立を認める制度を設ける方が合理的と考える。

（後注）（一定年齢未満の）未成年者を被保険者とする死亡保険金のうち一定の保険金額を超える部分を無効とすることについて（１９頁）

【意見】反対である。未成年者とするのではなく、１５歳未満の者を被保険者とする死亡保険契約について一定の制限をすべきである。

【理由】１ 現行法には規定がない。

２ 他人を被保険者とする保険契約においては、被保険者の同意を要するが、被保険者が未成年者の場合、行為能力との関係もあり、有効に「同意」できるかという意味からも問題となる。この点、未成年者であるという理由だけで一律に制限することは適切とは思えないが、たしかに、幼児や小・中学生などを被保険者として多額の死亡保険契約を締結する必要性もあまり感じられない。そこで、１５歳以上・１５歳未満で線を引くことが現実的ではな

いかと思われる。

(3) 危険に関する告知（１９頁）

第２・１(3)と同じ。

(7) 生命保険契約の無効・取消しによる保険料の返還（２０頁）

第２・１(6)と同じ。

（後注）保険契約の募集や締結の際の契約法上の規律（２０頁）

第２の１の（損害保険契約の成立関係後注）参照。

２ 生命保険契約の変動

(2) 保険金受取人の変更

ア 保険金受取人の変更に関する通則（２１頁）

【意見】賛成

【理由】生命保険契約については、保険期間が長期にわたることが多く、契約締結後の事情変更があり得ることを考慮すれば、保険契約者が保険金受取人を自由に変更できるようにすることは、保険契約者の意思尊重の観点から望ましいので賛成する。

なお、（注２）についてであるが、現行商法６７５条２項の規定については、保険契約者が死亡した場合は、その相続人が保険契約者の地位を承継することから、中間試案で示されているとおり相続人が保険契約者として保険金受取人の変更をすることができるとするのが合理的であり、削除することに賛成である。

イ 生前の意思表示による保険金受取人の変更（２１頁）

【意見】 についてはＢ案に賛成。 についても賛成である。

【理由】 については、なるべく自己の自由な意思に従い、簡単に保険金受取人を変更できることが、保険契約者の意思尊重の観点からは望ましいので、Ｂ案に賛成する。

Ｂ案を採用した場合に生じる、二重弁済の危険の問題については、 で保険者への通知を対抗要件とすることにより回避することができる。

ウ 遺言による保険金受取人の変更（２２頁）

【意見】賛成

【理由】高齢化社会における遺言の重要性や、保険金受取人が誰であるか知られたいようなケースなど、遺言を利用した保険金受取人の変更を認めることは、保険契約者の意思を尊重する観点から望ましいので、賛成する。

遺言による受取人の変更について、必要的記載事項を法定すべきかについては、生前の意思表示による保険金受取人の変更において、特にその意思表示の内容が法定されていないこととの均衡からして、法定は不要であるとする。

エ 保険事故発生前に保険金受取人が死亡した場合（２２頁）

【意見】賛成である。

なお、保険金請求権の帰属割合については、最高裁平成５年９月７日判決（民集 7.7.4740）と異なり、法定相続分とするべきである。

- 【理由】１ 中間試案 は保険金受取人が死亡した場合に、保険金受取人として指定された者の法定相続人又はその順次の法定相続人であって被保険者の死亡時に現に生存する者という、上記最高裁平成５年判決にしたがったものであって、受取人の範囲を明確にする点で妥当である。
- ２ 中間試案 は、受取人死亡により受取人の指定が失効してしまう不都合を回避するために、受取人変更権を放棄していた場合であっても受取人変更を認めるものであって妥当である。
- ３ ただし、帰属割合については、上記最高裁平成５年判決のように民法４２７条によるとすれば、受取人の相続人の一人に順次相続が発生した場合に、生存している相続人に帰属する割合が減少してしまい不合理であるから、帰属割合は法定相続分とし、順次の相続人はその権利の割合を法定相続分に従って相続すると解すべきである。そのように解すると、受取人の相続人または順次の相続人が権利を取得するのが、あたかも相続の効果であるかのよう誤解されるおそれがあるので、保険法の規定により取得するものであることを注意的に規定することが検討されるべきである。

(3) 危険の増加

第２・２(1)に同じ

(4) 危険の減少

第２・２(2)に同じ

(5) 保険金受取人等の意思による生命保険契約の存続（２３頁）

【意見】このような制度を創設することに賛成

【理由】１ 生命保険契約は、解約返戻金よりも保険金額の方が高く、また一旦解除す

ると、再度締結することができなかつたり、保険料が高額になつたりすることがあり、従前の契約を存続する保険契約者の意思ないしは保険金受取人の利益は保護されるべきである

2（注1）について

この手続を採った者が保険契約者としての権利義務を承継するものとするが、民法の一般原理から保険者の同意を要件とする提案であるが、この手続を採ったもの即ち一定の者が権利義務を承継することにつき、保険者の同意によって結論が異なることは妥当でない。民法の特則として、保険法で保険者の同意不要とすべきである。そうすれば、一定の者がこの手続を採った後に、契約が解除されたり、保険受取人が変更されたりするおそれなくなる。

3（注2）について

一定の者の範囲をどう定めるかは、この制度の趣旨から考えるべきであつて、保険金受取人の利益を保護する目的からすれば、保険受取人に限定すべきであり、かつ被保険者の親族に限るべきである。

一定の者を、被保険者の親族に広げた場合は、親族の範囲は広く、利害対立も十分考えられるので、複数の者がこの手続を採ろうとして争つたり、相続権もなく、関係も希薄であつたものが、この手続を採って、保険契約を横取りしたりすることも考えられ、混乱が生じることは明らかである。

保険金受取人が自ら一定の額を出費できないような場合は、借入をするなどをして対処するしかないであろう。

4（注3）について

一定の金額が、基本的には規約返戻金の額であることは賛成であるが、いつの時点の額かを慎重に検討する必要がある。

3 保険事故の発生による保険給付

(1) 被保険者死亡の通知（24頁）

第2・3(2)と同じ

(2) 保険金の支払時期（24頁）

第2・3(7)と同じ

(3) 保険金請求権等の消滅時効（24頁）

第2・3(8)と同じ

(4) 保険者の免責（24頁）

【意見】自殺免責について免責期間を3年に明示的に限定し、これを片面的強行規定とすべきである。

【理由】人の自殺の要因には種々のものがあり、多くの自殺は本意によるものではない。自殺の場合の遺族の生活保障の需要も否定できない。自殺を損害保険における事故招致と同様に扱うことは妥当ではない。実際、生命保険の約款では、自殺については、免責期間を2年あるいは3年に限定しており、既に確立された取扱いとなっているといえる。自殺免責に一定の限定を設けないことは妥当ではない。

自殺免責を限定するとしても、保険金取得目的による自殺とそうでない自殺を区別するかという点が問題となるが、動機の存否により判断することは、その立証・認定をめぐるトラブルを招きかねない。そこで、期間の経過という明確かつ画一的な基準によって処理することが妥当である。現行の生命保険の約款も、期間という基準により処理している。

なお、法律で、自殺免責の期間を限定することは自殺を誘発しかねないという危惧もあるようである。自殺誘発のおそれは、約款にも同じく存在するものであるが、最高裁判所もその有効性を承認している（H16.3.25〔判タ1149.294、判時1856.150〕）。自殺防止は重要なことであるが、それは他の施策で努力すべきことであろう。

自殺免責の期間を何年とするかについては、現行の生命保険の約款では、2年または3年が多いようである。5年とすると、いわゆる「過労自殺」など免責とすることが妥当ではない案件が多数免責とされる結果となるので、自殺免責の期間は3年とすべきである。

既述のような点に照らして、約款により免責期間を延長することは認めるべきではない。逆に、短縮することについては、あまりに短い期間とすると自殺による保険金取得目的の契約締結の危惧もあるが、この点については約款を定める保険者の判断に委ねても歯止めは利くものと考えられるので、法律で規制する必要性は認められない。よって、片面的強行規定とすべきである。

なお、自殺免責期間経過後であっても、保険金を支払うことが著しく正義に反する場合の処理についての問題もありうるが（保険金受取人による執拗な自殺の教唆など）、その場合には権利濫用などの一般法理で対処も可能である。

【意見】精神障害による『自殺』は、自殺免責の対象とはならないことを法文上明記すべきである。また、精神の障害が寄与した自殺については、プロ・ラタ主義の導入を検討すべきである。

【理由】1 裁判実務では、精神障害による『自殺』は病死であり、自殺免責の対象とはならないとされている（大審院 T5.2.12〔民録22.234〕、大阪地判 S45.2.12

〔判タ 302.278〕、大分地判 H17.9.8 など〕。このことは、学説・実務においても承認されている。

精神障害による『自殺』が、生命保険における免責事由にあたらないことを明記しなければ、実務の取扱を熟知しない契約者には、保険金を受領できるのか否か判断がつかず、請求の機会を失ってしまう危険もある。この点を保険法上も明記すべきである。

- 2 自殺の中には、被保険者の自由意思は否定できないとしても、精神の障害が寄与していると認められる場合もある。精神障害による『自殺』と自由意思による「任意の自殺」とを二者択一的に論じることは必ずしも妥当ではない側面も存在する。そこで、精神の障害が寄与している自殺については、プロ・ラタ主義を採用することも検討すべきである。

（受取人による自殺免責について）

【意見】680 条 1 項 2 号の受取人による自殺免責についての条項は削除し、受取人の指定がなかったものとみなし、他の者（残りの受取人または「次順位の受取人」）に保険金全額を受け取らせる制度を導入すべきである。

- 【理由】1 680 条 1 項 2 号の合理性には疑問がある。ドイツでは、受取人の事故招致については、受取人が一人のときには、受取人の指定がない場合として処理し（他の者が保険金を受け取る）、受取人が複数の場合は、事故招致をした受取人以外の者が保険金(全額)を取得できるととされているようである。
- 2 この点、現行制度を変更することについては、いわゆるモラルリスク（他人に保険金を受け取らせることを見込んだ殺人）を誘発するのではないかとの危惧もあると思われるが、現実的にそのような危険がどれほどあるのか疑問である。そもそも、殺人の抑止は本来刑事法の守備範囲である。受取人自身が「排除」されることを見込んで、他の「次順位受取人」に保険金を受け取らせようとするケースなどは、非常に稀有な事態であると考えられるし、たとえ 680 条 1 項 2 号が存在したとしても、他の者に保険金を取らせようと考えれば、その者は当初から受取人にならず、あるいは、契約後に保険金受取人を変更させるように仕向けるなどすれば、容易に 680 条 1 項 2 号の適用を回避することができる。また、680 条 1 項 2 号但書においても、同様の事態は想定しうる。
 - 3 他方、被保険者・保険契約者が被保険者の殺害に関与していない場合（1 号、3 号以外の場合）保険者に保険金の支払を免れさせる必要性は見出しがたい。むしろ、被保険者の殺害に関与していない者（遺族）には、被保険者の死亡による保険金を受け取る需要は生じているはずである。しかも、被保険者・保険契約者の合理的意思に照らせば、保険者の免責または減責では

なく、受取人の排除と他の者による保険金全額の受取が期待されるはずであろう。

4 生命保険契約の終了

(1) 保険契約者による任意解除（２５頁）

第２・４(1)と同じ

(2) 重大事由による解除（特別解除権）（２５頁）

第２・４(2)と同じ。

(4) 解除の効力（２６頁）

第２・４(4)と同じ。

(5) 保険料積立金等の支払（２６頁）

【意見】返還されるべき積立金等の金額については、その合理性及び透明性が確保されるべきであり、具体的には、保険業法によりその内容を規律すべきである。

【理由】１ 生命保険契約は、保険期間が長期にわたるものが多く、したがって、保険契約者にとって、いわゆる解約返戻金や保険料積立金等の額は、重大な関心事項である。

２ 解約返戻金等について、保険者による恣意的な計算を許すべきではない。消費者契約法９条１号の趣旨を踏まえた規律を設ける必要がある。

３ 解約返戻金等の見込額を保険契約者に対し適宜開示、説明することを義務付けるべきであり、具体的規律は、保険業法に委ねるのが適当である。

第４ 傷害・疾病保険契約に関する事項

１ 傷害・疾病保険契約の成立

(1) 傷害保険契約及び疾病保険契約の意義（２７頁）

【意見】傷害保険について、いわゆる「三要件」のうち偶然性（「偶発性」「不慮性」）を保険事故の要件と規定していないことは妥当である。

【理由】現在の傷害保険の約款では、保険事故の要件として、偶然性（「偶発性」「不慮性」）が必要とされている。いずれも、保険事故が、保険契約者あるいは被保険者に予知できないことを意味するものとされ、保険事故が故意によらない趣旨を含むとされている。

傷害保険において、故意免責の規定がおかれるならば、保険事故につき偶然性（「偶発性」「不慮性」）を要求する必要性はないと考えられる。

なお、故意性（偶発性）の立証責任の問題については、第４・３（４）保険者の免責に対する意見部分を参照。

(2) 他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約（２７頁）

第３・１(2)ア及びイに同じ

(3) 危険に関する告知（２８頁）

第２・１(3)及び第３・１(3)と同じ

(7) 傷害・疾病保険契約の無効・取消しによる保険料の返還（２８頁）

第２・１(6)及び第３・１(7)と同じ

（後注１）保険契約の募集や締結の際の契約法上の規律（２９頁）

第２・１（後注）及び第３・１（後注）と同じ

（後注２）始期前発症の免責条項（２９頁）

【意見】責任開始前発病不担保条項については、告知義務違反に準じた規律を設けるか、少なくとも一定の不可争期間の規律を設けるべきである。

【理由】１ 告知義務違反と比較した場合の過酷さ

告知義務違反については主観的要件が必要責任開始前発病不担保条項においては、これが不要とされ、保険契約者は自らが知らず、知らないことについて例え無過失であっても保険金の支払いを受け得ない。一方、告知義務違反については、例え故意であっても不可争期間を経過すれば保険金の支払いを受け得るのに対して、生命保険の高度障害条項については無過失の者でも、いつまで経っても保険金の支払いを受け得ない。更に告知義務違反の事実について立証責任は保険者にあるが、責任開始前発病不担保条項において、当該疾病が責任開始後に発症したことの立証責任は請求者側にあり、訴訟になった場合の不利益が大きい。

２ 保険契約者の期待

保険契約者は契約時に発病の事実を知らなければ保険金支払いを当然に期待するし、保険契約者が発病の事実を知ってこれを告知した上、契約した場合は、当該発病を前提として保険の引受けをしてもらえたものとして信頼して、やはり保険金の支払いを期待する。

3 不当不払の実態

責任開始前発病不担保条項の適用につき、損害保険各社による不当不払が明らかとなり、この条項の存在による弊害が顕在化している。

4 約款、ガイドライン、監督指針による変容

責任開始前発病不担保条項は保険契約の本質に基づく要請である旨も説かれるが、保険会社各社の約款においては、不可争期間を定めたり、適用を除外する例外条項が既に定められたりしており、本質的要請としての取扱いが必須な訳ではない。

また、生命保険協会支払ガイドライン及び金融庁監督指針においても、責任開始前発病不担保条項の主観的要件による緩和と保険会社の説明義務の強化が図られている。

5 告知義務違反ルールに準じた取扱いをすることの妥当性

前項のような取扱いは、責任開始前発病不担保条項について、実質的には告知義務違反の規律に準じた取扱いをしているということである。このような取扱いによれば、契約締結時において、審査が杜撰になされることを防ぐことができる。特に今回の改正で告知義務が質問応答義務化されるが、既に昭和 51 年改正約款から告知義務の内容に疾病条項に関する告知事項が含まれており、保険会社は今後更に質問内容を適切に検討することで責任開始前発病事例を一定範囲で遮断できる。

現行約款上、責任開始前発病不担保条項が最も厳格に適用されているのは、生命保険における高度障害条項であるが、独立の保険料が徴収されていないことからサービス条項であるかのように言われ、責任開始前発病不担保条項の厳格な適用の理由のひとつともされている。しかし、昭和 44 年 6 月 1 日以降は、従来の死亡率のみの「国民生命表」に代わって、高度障害発生率をも組み込んだ「日本全会社生命表」が採用されており、主要保険の保険料には高度障害に対応する保険料も含まれており、単なるサービス条項ではない。現実の高度障害に苦しみ、日々かさむ出費の中で保険金の支払いを期待している契約者に「死亡保険金は出ます」との説明は、あまりに酷である。契約時の質問に誠実に応答した契約者及び契約から不可争期間を経過した契約者については、責任開始前発病であっても高度障害保険金も支払われるべきである。

2 傷害・疾病保険契約の変動

(1) 保険金受取人の変更（29頁）

第3・2(1)と同じ

(2) 危険の増加（２９頁）

第２・２(1)と同じ

(3) 危険の減少（２９頁）

第２・２(2)及び第３・２(4)と同じ

(4) 保険金受取人等の意思による傷害・疾病保険契約の存続（２９頁）

第３・２(5)と同じ

３ 保険事故の発生による保険給付

(1) 保険事故発生の通知（３０頁）

第２・３(2)と同じ

(2) 保険金の支払時期（３０頁）

第２・３(7)及び第３・３(2)と同じ

(3) 保険金請求権等の消滅時効（３０頁）

第２・３(8)及び第３・３(3)と同じ

(4) 保険者の免責（３０頁）

【意見】中間試案の規定自体については賛成である。

もっとも、法律の規定により、故意性の立証責任を保険契約者側に負担させることは、明示的に禁止すべきである。

【理由】第２・３(9)において述べたとおりであるが、傷害保険に関しては、保険金請求者側に非故意性の立証責任を課した２つの最高裁判決（最判 H13.4.20、判時 1751.163、同 171）が存在する。しかし、傷害保険においても、故意性の立証責任の転換することは、消費者契約法 10 条にも違反すると解される（ちなみに、最高裁判決の事案はいずれも消費者契約法施行前の事件である）。もっとも、約款の規定により保険事故を故意によらないものと定めた場合には、その規定が一見、同条の適用外とされるいわゆる「給付記述条項」にあたるとの疑義も生じうる。しかし、故意免責の規定が存在する以上は、それは単なる立証責任の転換以外の何ものでもなく、これを当事者間の合意で決められるべき取引の本体部分（「給付記述条項」）と理解することは妥当ではない。このような疑義を生じさせないためにも、法律の規定により、故意性の立証責任の転換を明示的に禁止すべ

きである。

4 傷害・疾病保険契約の終了

(1) 保険契約者による任意解除（３１頁）

第２・４(1)及び第３・４(1)と同じ

(2) 重大事由による解除（特別解除権）（３１頁）

第２・４(2)及び第３・４(2)と同じ

(4) 解除の効力（３１頁）

第２・４(4)及び第３・４(4)と同じ

(5) 保険料積立金等の支払（３１頁）

第３・４(5)と同じ。

その他 口語化にあたっての用語等の見直し等

【意見】用語の見直しを行なうとともに、定義規定（あるいはそれに準ずる手当て）を行なうべきである。

【理由】法律に使用する用語について、中間試案は、現行商法を基本的にそのまま踏襲している。しかしながら、現行商法では、同じ用語が異なる意味で用いられているもの、用語それ自体からは意味が判りにくいもの、あるいは、区別のつきにくいものがある。法律を国民に分かりやすいものにするために、用語の見直しを行うか、少なくとも定義規定を置くべきである。

以 上